

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われてしまう冤罪ほど恐ろしいものではなく、再審は無実の人が救済される最後のよりどころである。

2024年10月に再審無罪判決が確定した袴田事件を含め、我が国では、これまで5つの死刑確定事件において再審により無罪判決が確定している。しかし、現実には、長い年月、或いは人生の大半をかけて、無罪を主張するものの、再審請求がなかなか認められない方がいる。

再審請求では、請求人や弁護士に対して無罪などを言い渡すべき明らかな新証拠の提出が求められるが、証拠の多くは警察や検察の手に渡っており、現行の刑事訴訟法では、再審における証拠開示についての明文の規定が存在しないことから、無罪の証拠・無罪の可能性のある証拠が開示されず、有罪が確定することがある。

また、再審開始決定がなされても、検察官による不服申立てにより、決定が取り消され、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

このように、再審手続に関する規定が不十分であることで再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって異なり、いわゆる「再審格差」という形で現れている。

これらのことから、再審における手続整備の必要性が強く求められており、冤罪事件をなくし、冤罪被害者を早期に救済するため、下記のとおり刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を行うことを強く求める。

記

- 1 再審における検察手持ちの証拠を全面開示すること。
- 2 再審決定に対し検察の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月25日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣